

成田市の下水道使用料

下水道使用料の計算方法

下水道使用料 = 基本料金 + 従量料金

上水道の使用量を汚水排出量として、下水道使用料を算出します。

2か月分の上水道の使用量を前月分と後月分に2等分し、1か月あたりの汚水排出量を求めます。(端数がある場合は前月に加算します)

次にその1か月あたりの汚水排出量に「下水道使用料金表」の従量料金単価をかけ、基本料金864円(税込み)を加え、1か月分の使用料を求めます。(1円未満切捨て)最後に前月分と後月分を合算し、2か月分の下水道使用料となります。

〈計算例〉

2か月で49m³使用の場合、使用量を1か月25m³と1か月24m³に分けて計算します。

(1か月25m ³)	
基本料金 0~10m ³	864.00円
従量料金	
11~20m ³ 10m ³ × 108.00円	= 1,080.00円
21~25m ³ 5m ³ × 118.80円	= 594.00円
計	= 2,538.00円

(1か月24m ³)	
基本料金 0~10m ³	864.00円
従量料金	
11~20m ³ 10m ³ × 108.00円	= 1,080.00円
21~24m ³ 4m ³ × 118.80円	= 475.20円
計	= 2,419.20円

下水道使用料 2,538.00円 + 2,419.20円 = 4,957円

下水道使用料金表 (1か月につき)

(税込み)

区分	基本料金		従量料金	
	汚水排出量	料金	汚水排出量	料金
一般汚水	0 ~ 10 m ³	864 円	11 ~ 20 m ³	108.00 円
			21 ~ 30	118.80
			31 ~ 50	135.00
			51 ~ 100	156.60
			101 ~ 500	189.00
			501 ~	221.40

● 水道水以外を使用した場合について

水道水以外(井戸水等で使用量を計測する装置が無いもの)を使用した場合の汚水排出量の認定方法は、次のとおりです。

- ① 一般家庭では、1世帯1人につき2か月14m³を使用したものとして認定します。
- ② 水道水との併用家庭では、1世帯1人につき2か月7m³を水道使用量に加えた合計量とします。
- ③ 一般家庭以外では、井戸モーター・ポンプ等使用の態様を勘案して使用量を認定し、これを汚水排出量とします。

※ 事業所などで井戸水等を使用する場合、水量計の設置をお願いしています。

下水道使用料早見表 (2か月につき)

(税込み)

水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料
0	1,728 円	13	1,728 円	26	2,376 円	39	3,780 円	52	5,313 円	65	6,939 円	78	8,694 円	450	74,574 円
1	1,728	14	1,728	27	2,484	40	3,888	53	5,432	66	7,074	79	8,829	500	84,024
2	1,728	15	1,728	28	2,592	41	4,006	54	5,551	67	7,209	80	8,964	600	102,924
3	1,728	16	1,728	29	2,700	42	4,125	55	5,670	68	7,344	85	9,639	700	121,824
4	1,728	17	1,728	30	2,808	43	4,244	56	5,788	69	7,479	90	10,314	800	140,724
5	1,728	18	1,728	31	2,916	44	4,363	57	5,907	70	7,614	95	10,989	900	159,624
6	1,728	19	1,728	32	3,024	45	4,482	58	6,026	71	7,749	100	11,664	1,000	178,524
7	1,728	20	1,728	33	3,132	46	4,600	59	6,145	72	7,884	150	19,494	1,200	222,804
8	1,728	21	1,836	34	3,240	47	4,719	60	6,264	73	8,019	200	27,324	1,400	267,084
9	1,728	22	1,944	35	3,348	48	4,838	61	6,399	74	8,154	250	36,774	1,600	311,364
10	1,728	23	2,052	36	3,456	49	4,957	62	6,534	75	8,289	300	46,224	1,800	355,644
11	1,728	24	2,160	37	3,564	50	5,076	63	6,669	76	8,424	350	55,674	2,000	399,924
12	1,728	25	2,268	38	3,672	51	5,194	64	6,804	77	8,559	400	65,124		

※上記、下水道使用料早見表は一般汚水扱いです。

● 汚水排出量の減量手続について

製氷業、醸造業、清涼飲料水製造業その他の営業で、その営業に使用する水量と公共下水道に排出する汚水の量が著しく異なる場合は、申告に基づきその排出量を減量して認定します。

● 日ごろから正しい下水道の使用を

野菜くずや残飯、油、薬品類、水に溶けない紙などを流すと排水管の変形や、詰まりの原因となります。
排水管が詰まって修理することになると、多額の費用が掛かる場合がありますので、日ごろから宅内の排水設備の正しい使用と点検をお願いいたします。

下水道使用料の減免・認定に関するお問い合わせは、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

お問い合わせ先

成田市役所 土木部 下水道課
所在地：成田市花崎町760番地
電話：0476-20-1553

<https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/index0147.html>

